

公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～

別添6



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設）

（例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

公的個人認証サービス利用によるメリット① ～安価で迅速な顧客登録(アカウント開設)【銀行の例】～

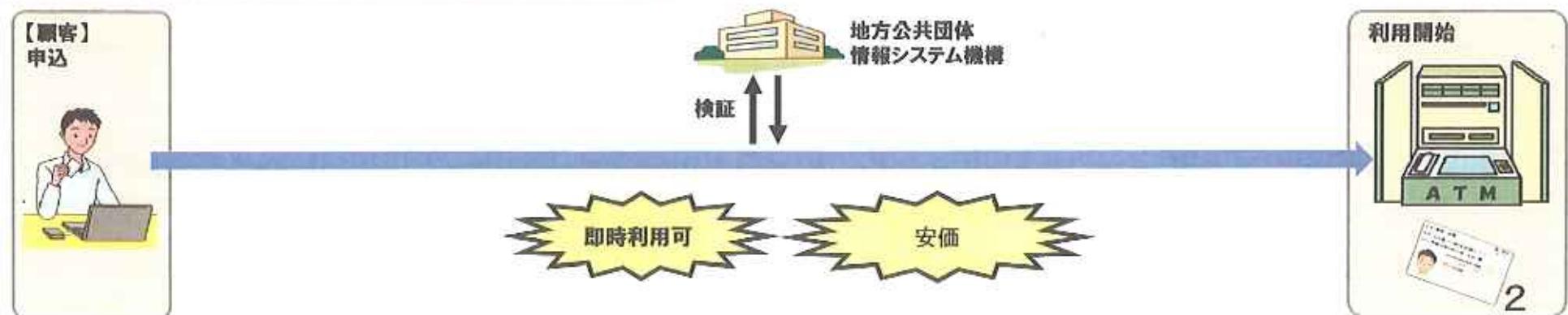
従来

申込みから利用開始まで数週間必要。またコストも1回の手続きにつき500~1000円程度の費用が発生。



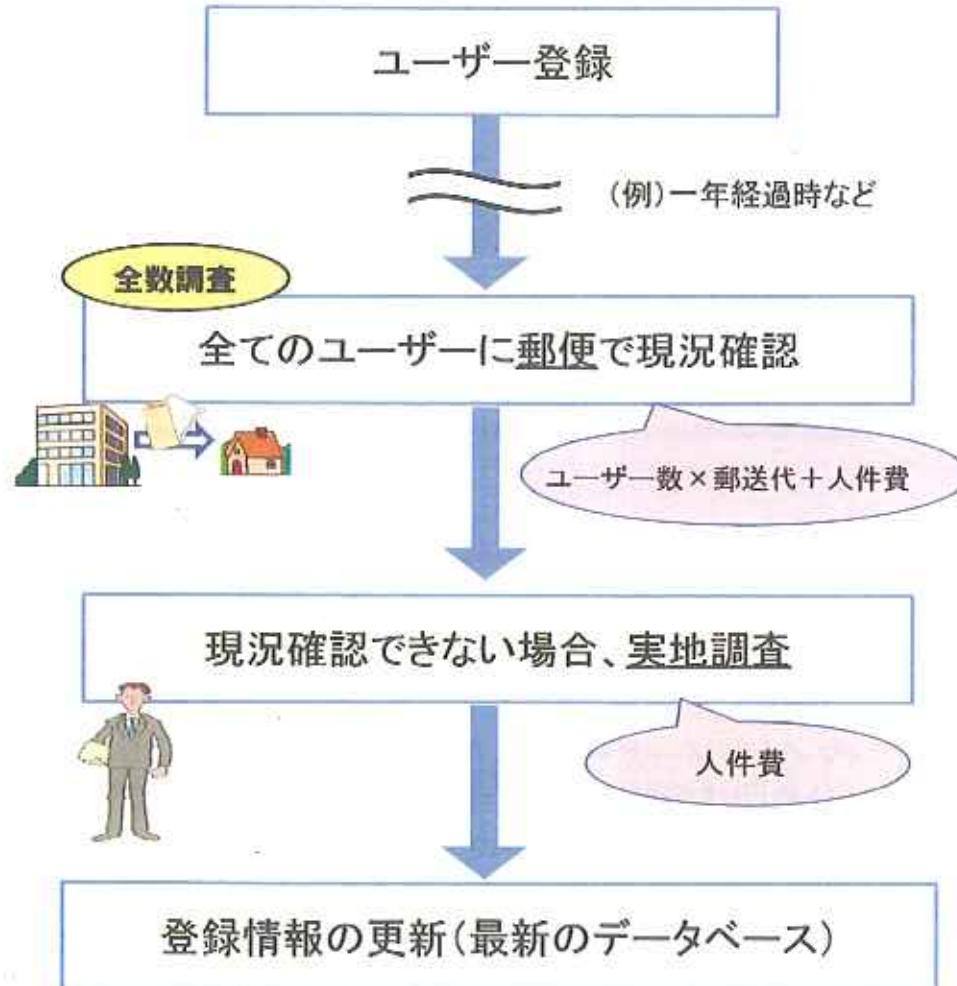
公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

申込み後、即利用可能に。コストも相当程度安価な方向で検討。

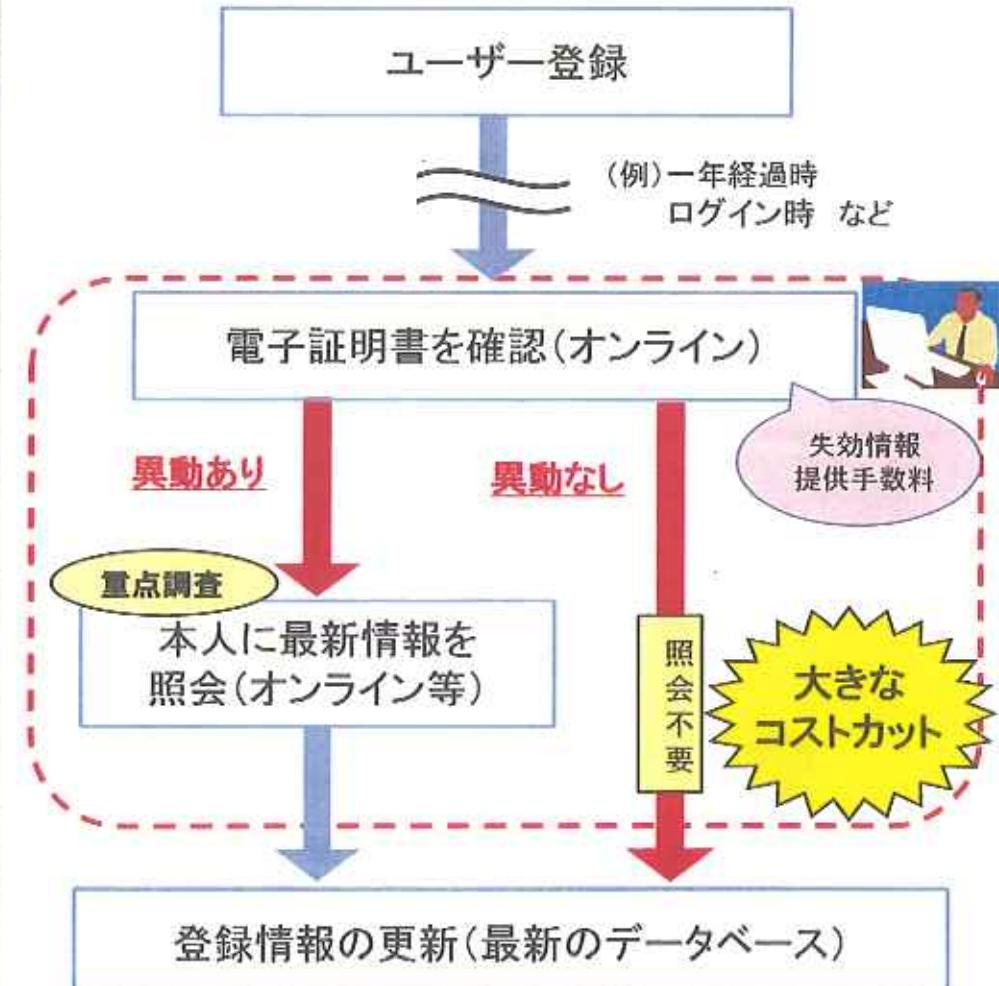


公的個人認証サービス利用によるメリット② ～顧客情報の「異動の契機」の把握～

従来

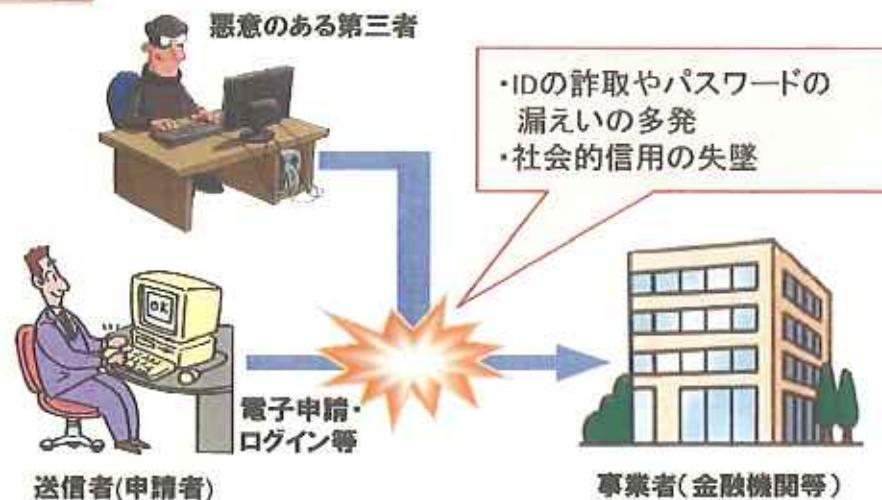


公的個人認証サービスを使うと



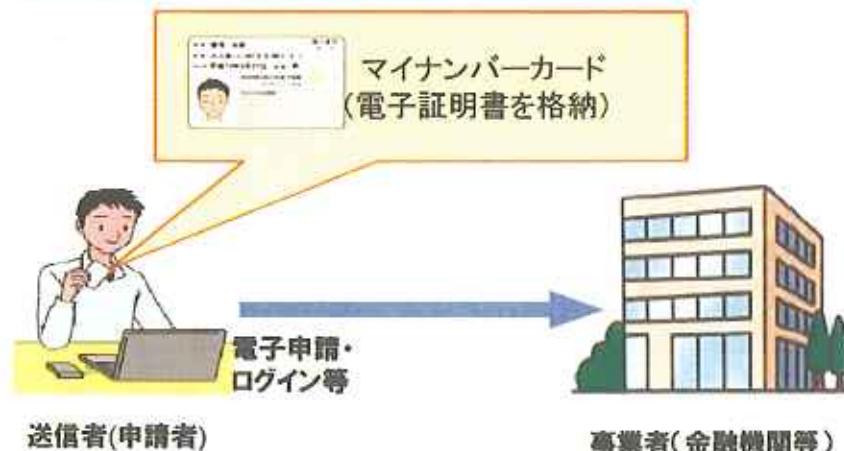
公的個人認証サービス利用によるメリット③ ～確実な登録ユーザーの確認～

従来



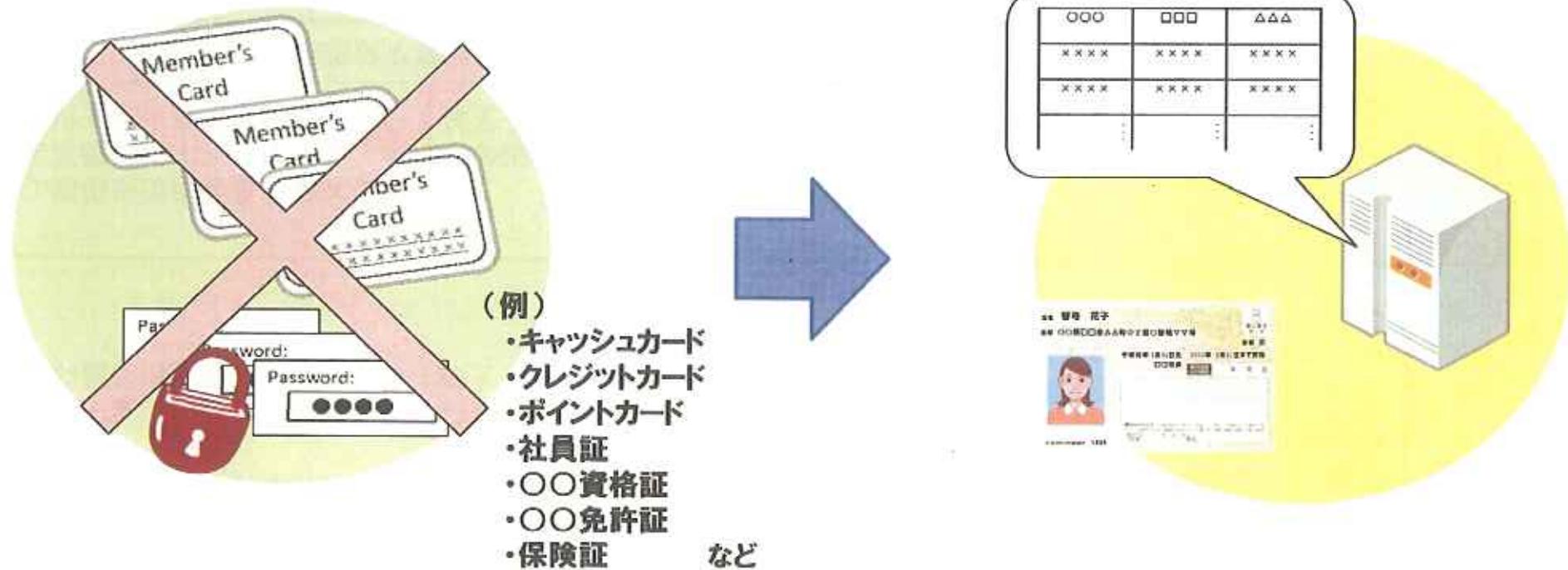
- ・近年、インターネットバンキングに係る不正送金事件が急増。
- ・被害件数: 1,315件 被害額: 約14億円(平成25年。警察庁調べ)。
- ・被害口座に係るパスワード等を不正入手する方法は、コンピュータウイルスで表示した不正画面やフィッシングサイトに入力を求めるものが主。また、他サイトで使用しているパスワードの使い回しが狙われる事案も多発。

公的個人認証サービスによる電子証明書の利用



- ・マイナンバーカード保有者のみ使用可能
→漏えいの危険なし。
- ・マイナンバーカードの紛失時等の対応に備え、地方公共団体情報システム機構が24時間体制で管理。事業者(金融機関等)の負担も軽減。

公的個人認証サービス利用によるメリット④ ～お客様カードの代替～



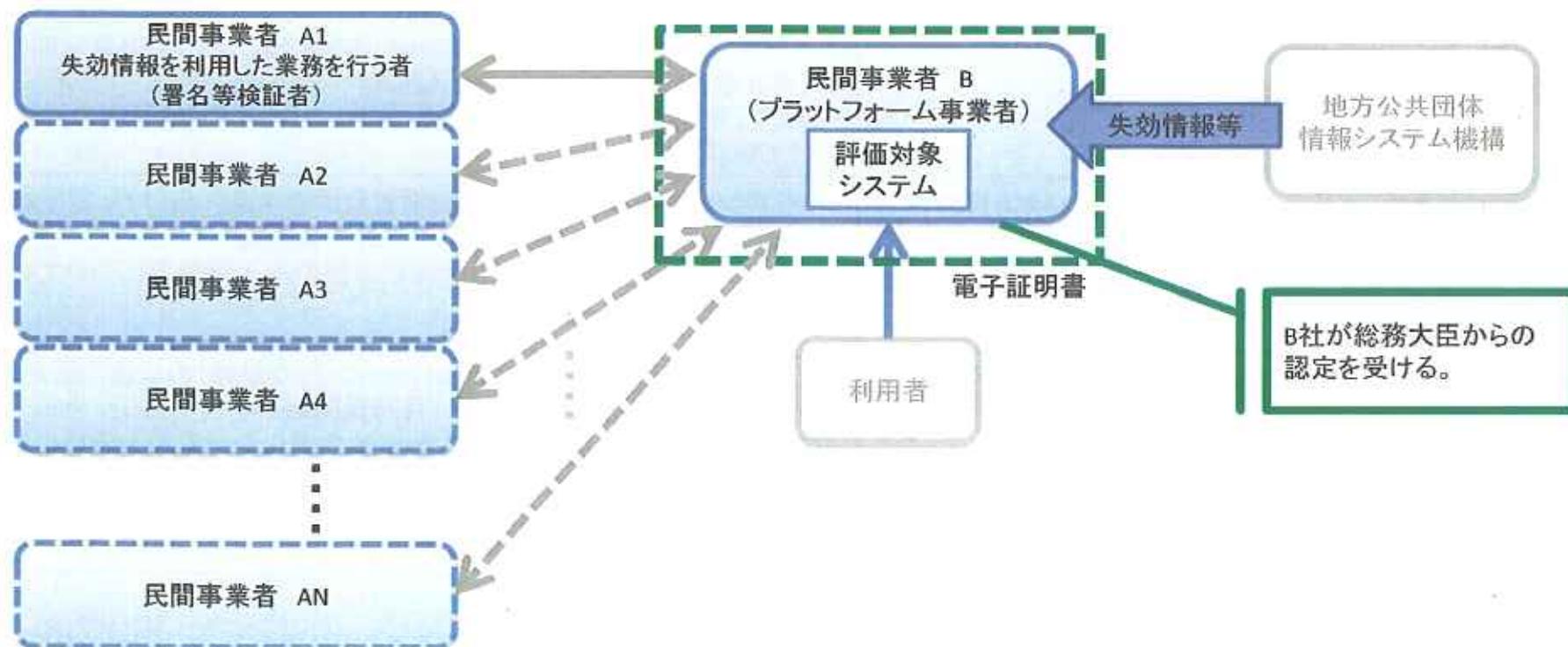
- ・公的個人認証サービスによる電子証明書の提出を受ける事業者は、顧客情報とともに電子証明書の有効性に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することが可能。
- ・また顧客も電子証明書が格納されたマイナンバーカードを持っていればよいため、お客様カードを発行する必要がなく、コストの削減が可能。
- ・事業者自らがパスワードを管理する必要がなく、コストの削減が可能。

ID・パスワードと公的個人認証サービスの違いについて

	ID・パスワード	公的個人認証サービス	
		利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
方法	○利用者がID・パスワードをキーボードで入力。通常、数文字程度の英数字。	○マイナンバーカードに電子証明書と秘密鍵を記録。 ○パスワード（4桁の数字）を入力した上で、乱数を利用者証明用の秘密鍵で暗号化。	○パスワード（6～16桁の英数字）を入力した上で、確定申告書等の文書を署名用の秘密鍵で暗号化。
危険性	○スパイウェア、フィッティングの蔓延等により、ID・パスワードが抜き取られる恐れあり。 ○生年月日や電話番号などの類推、無作為入力によるヒットのおそれあり。 ○利用するシステムが増えるほど管理が甘くなる可能性が高まる（例：パスワードをメモ）。	左のような危険性はない。 ○秘密鍵は、マイナンバーカードのICチップに記録。秘密鍵は、一度記録すると絶対に外に取り出せないため（耐タンパ性）、第三者が取り出して使うことは不可能。 ※盗用するためには、①本人の個人番号カードを所持した上で、 ②本人の設定した暗証番号を入力する必要あり。	○異なるシステムでも同一の電子証明書を安全に使用可能。
その他	—	—	○電子署名法に基づき、電子署名により、電子文書が真正に成立したとの法律上の推定効が発生。

「プラットフォーム事業者」を活用した公的個人認証サービスの利用の推進について

- 公的個人認証サービスの利用のために必要となる「電子証明書の受付・有効性確認等のためのシステム」を、各民間事業者(署名等検証者)が個別に整備・運用するのではなく、特定事業者(いわゆる「プラットフォーム事業者」)が整備し、これを、各民間事業者が利用することとすれば、いわゆる「割り勘効果」により、各民間事業者の導入・利用コストを大きく削減することが期待できる。
- こうした、プラットフォーム事業者を活用した公的個人認証サービスの利用の拡大を推進するため、制度面において、以下の趣旨の措置を講じている。
 - ① 「総務大臣の認定」(法17条1項6号)について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が認定を受けることができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。
 - ② 「機構への届出」(法第17条第1項)について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が届出を行うことができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。



公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その①)

- ・ マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用する公的個人認証サービスは、総務大臣の認定を受けることを前提に、民間事業者へも利用が開放されている。(2016年1月1日～)
- ・ 2017年8月18日時点で以下の9社について大臣認定を行っている。

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
プラットフォーム(PF)事業者		
① 日本デジタル配信(株) (JDS)	2016年2月12日	・ケーブルテレビの画面から、リモコンとマイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、生命保険会社から送付される各種通知の閲覧、終身年金に係る現況届の電子的な送信を行う。(2015年度実証実験(ケーブルテレビ事業者・生命保険会社・日本郵便))
② (一社)ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構 (TOPIC)	2016年2月12日	・マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、パソコン等から母子健康情報を閲覧できるサービスを実施。(2016年3月～前橋市(群馬県)ほか5団体でサービス開始) ・加えて、前橋市(群馬県)の医療機関間におけるデータ連携の実現に向けて実証中。
③ NTTコミュニケーションズ (株)	2016年4月28日	・自社のMVNO事業者(OCN)の利用者登録の場面において、電子署名による本人確認を実施。(2016年11月28日開始) ・その他、金融機関における口座開設の際の本人確認等についても、拡大していく予定。
④ GMOグローバルサイン(株)	2016年5月25日	・証券金融業を行うグループ会社(GMOクリック証券)の口座開設時の本人確認業務で活用。(2016年11月26日開始) ・盗品流通の防止の観点から、古物営業事業における本人確認にも活用予定。 ・電子証明書の失効を契機とした利用者の氏名・住所等の基本4情報の変更を覚知する、いわゆる“現況確認”的サービスも想定。

公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その②)

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
⑤ (株)NTTデータ	2016年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証サービスを活用した本人確認の機能をプラットフォームサービスで提供する「BizPICO」を事業者向けに開始(2016年7月開始) ・当該サービスの提供を受ける予定の事業者と調整中であるが、まずは、住宅ローン契約代行事業者の本人確認業務での活用が見込まれている。 ・その他、金融機関における口座開設、クレジットカードや携帯電話の利用申し込み及び保険契約の諸手続き等の厳格な本人確認が求められる場面や、年金保険の現況確認及び利用者認証機能を活用したサービスも実施予定。
⑥ サイバートラスト(株)	2016年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証を用いたオンラインでの本人確認や所在変更確認等を実現するプラットフォーム事業者として、「オンライン本人確認プラットフォームサービス」をクラウドサービスとして事業者向けに提供(2016年9月開始) ・銀行口座開設や保険契約など金融分野における本人確認業務の電子化によるコスト削減や業務効率化、電子商取引における本人確認による安心・安全な取引を実施予定。
⑦ 株式会社野村総合研究所	2017年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証サービスを活用したオンラインでの本人確認サービス「e-NINSHO」をプラットフォームとして提供。
⑧ 凸版印刷株式会社	2017年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭消費貸借契約及びその証跡保管を電子的に行うことができるプラットフォームサービスを提供し、株式会社三菱東京UFJ銀行の住宅ローン関連手続で導入

公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その③)

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
⑨ (株)システムコンサルタント ※ 2017年7月18日プラットフォーム事業者として再認定	2017年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・電子署名を用いることで、紙の契約書を使わずに、オンライン上で契約を行うことができる電子契約サービス「StampPro.」を提供中 ・サービスの提供には自己で発行した電子証明書が必要なため、法人間の契約が主であったが、公的個人認証サービスの電子証明書を使用することで、個人事業主との業務委託契約など法人対個人の契約が容易に可能となる ・今後は、住宅ローンの「金銭消費貸借契約書」などの分野での電子契約に展開予定

※プラットフォーム(PF)事業者…公的個人認証サービスを利用するためには必要となる電子証明書の有効性確認等のシステムを整備し、その機能をクラウドサービスとして各民間事業者に提供する事業者

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
単独のサービスプロバイダー事業者		
① (一社)スマートテレビ連携・地域防災等システム普及高度化機構 ※ 2017年6月解散	2016年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ登録した利用者のマイナンバーカード(公的個人認証サービス)と連携したスマートテレビに、個人を特定して避難を促すメッセージを表示。また、避難所において住民がチェックインを行うことによる避難状況確認を行う。(2015年度実証実験(徳島県美波町))